

投票日は 7月21日

第25回参議院議員通常選挙

大切な一票を投じましょう

第25回参議院議員通常選挙が7月4日公示、7月21日を投票日として行われます。国の進むべき方向を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を反映させることです。選挙公報や政見放送などをよく見て、確かな一票を投じてください。投票日に仕事や旅行など用事がある人は期日前・不在者投票を利用し、棄権することのないようにしましょう。

投票は2種類

今回行われる第25回参議院議員通常選挙では、岩手県選出議員（投票用紙はクリーム色）と比例代表選出議員（投票用紙は白色）の2種類の投票が行われます。

▽岩手県選出議員

投票用紙に候補者の名前を書き、投票してください。

▽比例代表選出議員

候補者の名前か政党名のいずれかを書いて投票してください。

当日の投票は午後6時まで

21日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。また、投票所は下表の町内19カ所です。**係員が投票を補助します**

自筆で投票するのが難しい方は、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおり「投票用紙」に記入する「代理投票制度」が利用できます。同制度の利用を希望する方は、投票所で係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は固く守られ、一切口外されません。この制度は、期日前・不在者投票でも利用できます。

町内で投票できる人

町内の投票所で投票できる人は、次に該当する人です。

▽平成13年7月22日以前に生まれた人で、平成31年3月21日以前に本町に住民登録をして、引き続き住民基本台帳に登録されている人

※平成31年3月22日以降に本町に転入届を提出した人は、前住所地に選挙権がありますので、本町で不在者投票をするか、前住所地で投票してください。

投票所が変わりました

町選挙管理委員会では、投票区の見直しを行い、右下『投票所一覧』のとおり投票所を決定しました。投票の際は、入場券記載の投票所を確認の上、お越しください。変更内容は下図のとおりです。

投票所の変更について

前回

山田第1投票区
(保健センター)

⇒
変更

今回

山田第1投票区
(まちなか交流センター)

《次の地区にお住いの人はご注意ください》
・長崎1丁目1区…投票所が「まちなか交流センター」に変わります。

前回

織笠第1投票区
(山田中学校武道場)

⇒
統合

今回

織笠第1投票区
(織笠コミュニティセンター(本設))

織笠第2投票区
(織笠コミュニティセンター(仮設))

◆投票所一覧

投票区	投票所
山田第1	まちなか交流センター
2	町中央公民館
3	山田北小学校体育館
4	旧さくら幼稚園
5	関口農業担い手センター
船越第1	船越防災センター
2	山の内生活改善センター
3	田の浜コミュニティセンター
4	大浦漁村センター
織笠第1	織笠コミュニティセンター
2	猿神農業担い手センター
3	田子ノ木生活改善センター
4	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大沢第1	ふるさとセンター
豊間根第1	豊間根生活改善センター
2	農村婦人の家
3	田名部林業担い手センター
4	上豊間根自治交流会館
5	荒川農業構造改善センター





模擬投票を行う山田高校の生徒

山田高校で啓発授業

投票の重要性学ぶ

5月22日、山田町明るい選挙推進協議会（清水誠勝会長）が、選挙への理解を深めてもらうための授業を行いました。

授業を受けたのは、山田高校（宮学校長）の2、3年生約80人で、選挙権拡大の歴史や選挙の意義などについて学びました。授業では、投票率が年々下がっている傾向にあることや投票率の低い世代の声が反映されにくいことなどを紹介。また、実際の選挙で使用する投票箱を用い

た模擬投票や開票作業も行われました。自らの考えに近い候補者を判断する方法などを教わった生徒ら。悩みながらも自分で考えた「一票」を投じていました。授業を受けた武藤花菜さん（同校3年）は「選挙についての授業を受けたことはあったけれど、模擬投票を行ったのは初めて。実際に投票をする雰囲気をつかむことができ、勉強になった」と、選挙に対する意識を高めていました。

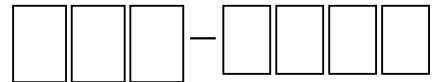
9月8日執行町議会議員選挙 立候補予定者説明会

日時 8月2日(金)
午後1時半から

場所 役場5階委員会室

山田町議会議員選挙が、9月3日告示、9月8日投票で行われます。立候補予定者説明会を実施しますので、立候補を予定している人は参加してください。

◆選挙に関する問い合わせ 町選挙管理委員会事務局
(☎82—3111内線418) へどうぞ。



郵便投票ご利用を

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する人は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、7月17日までに投票用紙を請求してください。

◆郵便投票ができる人

- ▷身体障害者手帳…両下肢などの障害が1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障害が1～3級の人
- ▷戦傷病者手帳…両下肢などの障害が特別項症～第2項症、内臓機能障害が特別項症～第3項症の人
- ▷介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選管へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

—自筆できない方には代理記載制度があります—

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難という方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷身体障害者手帳…上肢または視覚の障害が1級
- ▷戦傷病者手帳…上肢または資格の障害が特別項症から第2項症まで

期日前・不在者投票

投票日に仕事や旅行などの用事がある人、入院中や長期出張中などのために投票所へ行けない人のための制度として期日前投票制度と不在者投票制度があります。

期間中は、土・日曜日、祝日も投票することがありますのでご利用ください。

なお、不在者投票は、役場2階特別会議室のみとなります。

◆場所と時間

- ・役場2階特別会議室
- ▽期間 7月5日～20日
- ▽時間 午前8時半～午後8時

入場券をお忘れなく

入場券は選挙公示日の翌日から発送しますので、記載されている投票所を確認の上、投票の際にお持ちください。

※入場券を紛失された場合でも投票はできます。

◆開票は、即日開票です。開票作業は当日の午後8時から山田南小学校体育館で行います。

- ・船越防災センター、豊間根生活改善センター
- ▽期間 7月17日～20日
- ▽時間 午前8時半～午後6時
- ◆持ち物 入場券